

○福岡県行政不服審査法施行細則

平成二十八年三月二十九日

福岡県規則第三十号

福岡県行政不服審査法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の求め)

第二条 法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）をを求める者（以下「閲覧等請求人」という。）は、提出書類閲覧等請求書（様式第一号）を審理員に提出しなければならない。

(閲覧等の求めに対する決定及び通知)

第三条 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部又は一部の閲覧等を認めるときは、その旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨並びに閲覧等を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 審理員は、前条の規定による閲覧等の請求に係る提出書類等の全部の閲覧等を認めないときは、閲覧等を認めない旨の決定をし、閲覧等請求人に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(手数料の減免)

第四条 法第三十八条第一項の規定による交付を求める者（次項において「交付請求人」という。）は、手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該交付を求める際に、併せて提出書類複写等手数料減免申請書（様式第二号）を審理員に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、交付請求人が生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(審理員を指名しない場合の読替え)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第一百三十八条の四第三項の規定により福岡県が設置する機関(執行機関が知事であるものに限る。)が審査庁である場合又は法第九条第一項ただし書の規定により福岡県の条例に特別の定めがある場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

2 地方自治法第百四十三条第三項(第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求である場合における前三条の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

(再審査請求への準用)

第六条 第二条から第四条までの規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第二条及び第四条中「第三十八条第一項」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(福岡県行政不服審査会等に対する閲覧等への準用)

第七条 第二条から第四条までの規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧等について準用する。この場合において、第二条中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「法第八十一条第一項の機関」と、第三条中「審理員」とあるのは「法第八十一条第一項の機関」と、第四条第一項中「第三十八条第一項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、「審理員」とあるのは「法第八十一条第一項の機関」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年規則第一〇号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。